

介護職員処遇改善交付金事業の継続を求める意見書

2012年4月の介護報酬改定に向け、厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会で審議が行われている。

超高齢社会を迎えて介護需要が増大する中、介護を担う介護職員不足は深刻であり、他産業より低い賃金水準など、処遇改善の必要性が社会問題化した2009年度から、政府・厚生労働省により、全額国庫負担による介護職員処遇改善交付金事業が実施されてきたところであるが、この事業は2011年度末で終了する予定である。

現在、厚生労働省では、来年度の介護報酬改定にあたり、介護職員処遇改善交付金事業を継続せず、代わりに介護報酬の増額で処遇改善を図るとしている。しかし、それでは介護報酬がマイナス改定となった場合は、直接給与の引き下げにつながり、さらなる離職者の増加を引き起こすこととなる。

介護報酬のもとで働く介護職員等の処遇はいまだ改善の途上であり、離職率は依然として全産業平均を上回る状況にある。

引き続き介護にかかわるすべての職員の処遇改善は切実な課題となっている。また現行制度において、介護サービスごとに交付率が異なることや、介護現場の職員すべてが対象になっていない問題点の改善も求められる。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 介護職員処遇改善交付金事業を2012年4月1日以降も継続すること。
- 2 介護職員処遇改善交付金事業の対象職員を、介護職員以外の職種にも拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年（2011年）12月14日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員